

資料 1 説明資料

(内閣人事局)

国家公務員の非常勤職員に関する
実態調査結果について

平成28年9月
内閣人事局

非常勤職員の在職数

非常勤職員は 140,121 人

そのうち、期間業務職員は 29,310 人

※「期間業務職員」とは、1 会計年度内を任期とし、勤務時間が常勤に近い（4 分の 3 超）職員

[非常勤職員の内訳]

職名	職員数	百分比 (%)
事務補助職員	22,541	16.09
技術補助職員	1,208	0.86
技能職員	1,369	0.98
労務職員	834	0.60
医療職員	4,477	3.20
教育職員	403	0.29
専門職員	3,385	2.42
統計調査職員	7,606	5.43
委員顧問参与等職員	22,462	16.03
その他の職員	75,836	54.12
合計	140,121	100

[期間業務職員の内訳]

職名	職員数	百分比 (%)
事務補助職員	8,865	30.25
技術補助職員	113	0.39
技能職員	917	3.13
労務職員	132	0.45
医療職員	634	2.16
教育職員	-	-
専門職員	1,457	4.97
統計調査職員	231	0.79
委員顧問参与等職員	-	-
その他の職員	16,961	57.87
合計	29,310	100

※一般職国家公務員在職状況統計表（平成 27 年 7 月 1 日現在）（内閣人事局）から作成

※百分比は小数点第三位で四捨五入しているため、必ずしも合計値が 100 にならない

期間業務職員制度の概要について

日々雇用の非常勤職員については、任期を1日単位とするなど、制度上いつでも退職させることができる不安定な任用であったため、日々雇用の仕組みを廃止し、非常勤職員として会計年度内に限って、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員の新設
(平成22年10月)

期間業務職員制度の概要

※ 平成22年10月1日施行

任期

- 採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日までの期間を超えない範囲内で定める
- 任命権者は、業務遂行上、必要かつ十分な任期を定める。この場合において、必要以上に短い任期を定めることにより採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮

勤務時間

- 勤務時間は、1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲で、各省各庁の長が業務の必要性に応じて適切に定めるものとする。
注) 1週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間の4分の3を超えない時間である者は、期間業務職員ではない。

採用

- 面接・経歴評定等を通じた適切な能力判定。
- 原則として公募による。ただし、
ア: 必要な技能等の内容やへき地の官職等の勤務環境などの事情がある場合
イ: 従前の勤務実績に基づき能力実証を行うことができる場合
には、公募によらないことも可能(イの場合、連続2回を限度とするよう努める)

条件付採用期間

- 1月を超える任期を定めた採用は、その採用の日から起算して1月間条件付のものとする

(注) 分限、懲戒、倫理、災害補償など各人事制度が原則適用。

退職手当や共済制度についても、各制度の要件を満たす場合には、適用。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（抄）

（非常勤職員の給与）

第 22 条 （略）

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 （略）

○ 非常勤職員の給与に関する指針（平成 20 年 8 月 26 日 人事院事務総長通知）

一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 22 条第 2 項の非常勤職員に対する給与の支給について、下記のとおり指針を定めたので、これを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。

なお、これに伴い、給実甲第 83 号（非常勤職員に対する 6 月及び 12 月における給与の取扱いについて）は廃止します。

記

- 1 基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級（当該職務の級が 2 以上ある場合にあっては、それらのうち最下位の職務の級）の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容、在勤する地域及び職務経験等の要素を考慮して決定し、支給すること。
- 2 通勤手当に相当する給与を支給すること。
- 3 相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を、勤務期間等を考慮の上支給するよう努めること。
- 4 各庁の長は、非常勤職員の給与に関し、前 3 項の規定の趣旨に沿った規程を整備すること。

国家公務員の非常勤職員に関する実態調査について (調査結果)

平成 28 年 9 月
内閣官房内閣人事局

内閣人事局は、国家公務員の非常勤職員の処遇について把握するため、勤務時間、任期、勤務条件等の説明状況、給与の支給等について各府省から実態調査を行った。

この調査の対象となる職員は、平成 28 年 4 月 1 日時点で各府省（本府省・地方支分部局等）に在籍する国家公務員の非常勤職員のうち、以下の者である。

- 1 全ての期間業務職員
- 2 期間業務職員以外の非常勤職員のうち、以下の（ア）～（エ）を除く者
 - （ア）委員顧問参与等職員（例：審議会等会議の委員）
 - （イ）特定の時期に一時的（任命期間等が 3 か月以内）に任用される非常勤職員（例：国勢調査や統計調査等の各種調査に従事する職員、確定申告の申請窓口開設時期のみ任用される職員）
 - （ウ）勤務日数が少ない（出勤日が月に 4 日以下又は週に 1 日以下）非常勤職員（例：健康管理医、客員教授）
 - （エ）無給の非常勤職員（例：保護司）

※上記 1 又は 2 に該当しても、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、休職職員、休業職員及び行政執行法人の職員は含まない。

調査結果は、以下のとおり。なお、割合は基本的に小数点第一位で四捨五入し、1%未満の数値については有効数字が一桁となるように四捨五入している。

1 基本情報

(1) 「非常勤職員の総数」

調査対象に該当する非常勤職員の総数は、期間業務職員が 30,429 人 (54%)、期間業務職員以外の非常勤職員が 25,590 人 (46%)、合計で 56,019 人 (うち女性 42,456 人 76%) だった。

(2) 「非常勤職員が所属する機関」

非常勤職員が所属する機関については、本府省 (内部部局) に所属する職員が 6,051 人 (11%)、地方支分部局等 (地方支分部局、施設等機関、特別の機関) に所属する職員が 49,968 人 (89%) だった。

(3) 「職名」

非常勤職員の職名については、①「事務補助職員」27,829 人 (50%)、②「専門職員」2,699 人 (5%)、③「技能職員」1,544 人 (3%)、④「労務職員」788 人 (1%)、⑤「技術補助職員」689 人 (1%)、⑥「医療職員」559 人 (1%)、⑦「教育職員」265 人 (0.5%)、⑧「統計調査職員」22 人 (0.04%)、「その他の職員」21,624 人 (39%) だった。

2 勤務時間、任期

(1) 「一日の勤務時間」

調査対象とした非常勤職員のうち、一日の勤務時間が常勤職員と同じ 7 時間 45 分の職員は 13,682 人 (24%)、常勤職員の 3/4 超 7 時間 45 分未満の職員は 26,167 人 (47%)、常勤職員の 3/4 以下の職員は 15,277 人 (27%)、日によって勤務時間が異なる等の事情があり、これらのいずれにも分類されなかった職員は 893 人 (2%) だった。

(2) 「一週間の勤務時間」

調査対象とした非常勤職員のうち、一週間の勤務時間が常勤職員と同じ 38 時間 45 分の職員は 11,807 人 (21%)、常勤職員の 3/4 超 38 時間 45 分未満の職員は 18,604 人 (33%)、常勤職員の 3/4 以下の職員は 24,445 人 (44%)、週によって勤務時間が異なる等の事情があり、これらのいずれにも分類されなかった職員は 1,163 人 (2%) だった。

(3) 「任期」

調査対象とした非常勤職員のうち、任期が 1 年の職員は 51,334 人 (92%)、6 月超 1 年未満の職員は 539 人 (1%)、6 月の職員は 2,343 人 (4%)、3 月以上 6 月未満の職員は 1,005 人 (2%)、期間業務職員以外の非常勤職員で任期が 1 年を超えるといった事情があり、これらのいずれにも分類されなかった職員は 798 人 (1%) だった。

3 募集・採用時における職務内容・勤務条件の説明等

(1) 「採用に際して公募を実施する方法」(複数回答)

非常勤職員の採用に際しての公募の実施方法については、「インターネットやHPへの掲載」17,418人(31%)、「公共職業安定所への求人申し込み」45,563人(81%)、「その他」4,678人(8%)だった。

なお、複数の方法による場合もあるため、重複計上されている。

(2) 「公募に際して提示する職務内容や勤務条件等」(複数回答)

非常勤職員の公募の際に提示する職務内容や勤務条件等の項目については、提示の多い項目の順に、①「勤務時間」53,637人(96%)、②「仕事内容」53,362人(95%)、③「任期」53,350人(95%)、④「基本となる給与の額」53,291人(95%)、⑤「休日」52,438人(94%)、⑥「通勤手当に相当する給与」52,143人(93%)、⑦「休憩時間」51,153人(91%)、⑧「応募資格」46,597人(83%)、⑨「休暇」44,576人(80%)、⑩「更新の可否」44,094人(79%)、⑪「時間外勤務の有無」40,799人(73%)、⑫「賞与」40,170人(72%)、⑬「退職手当」35,859人(64%)、⑭「超過勤務手当に相当する給与」34,340人(61%)、⑮「学歴」33,512人(60%)、⑯「免許」28,817人(51%)、⑰「給与決定に当たり考慮される事項」7,064人(13%)、⑱「住居手当」3,637人(6%)、「その他」6,234人(11%)だった。

なお、複数の項目を提示する場合もあるため、重複計上されている。

(3) 「採用に際して職務内容や勤務条件を説明する方法」(複数回答)

非常勤職員の採用に際して職務内容や勤務条件を説明する方法については、①「募集時に、募集要項等に掲載する」52,567人(94%)、②「採用時に、辞令等に記載する」49,055人(88%)、③「採用後に、配属先で説明する」21,338人(38%)、④「採用時に、口頭で伝達する」20,940人(37%)、⑤「採用後に、職員からの求めに応じて説明する」12,566人(22%)、「その他」3,846人(7%)だった。

なお、複数の方法による場合もあるため、重複計上されている。

(4) 「採用に際して説明する職務内容や勤務条件等」(複数回答)

非常勤職員の採用に際して説明する職務内容や勤務条件等の項目については、説明の多い項目の順に、①「勤務時間」55,583人(99%)、②「任期」55,581人(99%)、③「基本となる給与の額」55,189人(99%)、④「仕事内容」55,173人(98%)、⑤「休日」54,980人(98%)、⑥「休憩時間」54,779人(98%)、⑦「休暇」53,819人(96%)、⑧「通勤手当に相当する給与」53,517人(96%)、⑨「更新の可否」50,341人(90%)、⑩「時間外勤務の有無」44,980人(80%)、⑪「超過勤務手当に相当する給与」38,913人(69%)、⑫「賞与」16,291人(29%)、⑬「退職手当」14,124人(25%)、⑭「応募資格」13,478人(24%)、⑮「給与決定に当たり考慮される事項」9,035人(16%)、⑯「住居手当」4,700人(8%)、⑰「学歴」4,184人(7%)、⑱「免許」3,146人(6%)、「その他」7,991人(14%)だった。

なお、複数の項目を説明する場合もあるため、重複計上されている。

(5) 「公募によらない採用をする場合の事情」(複数回答)

非常勤職員の公募によらない採用をする場合の事情については、「官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容から公募によりがたい場合」3,396人(6%)、「採用の緊急性から公募によりがたい場合」486人(0.9%)、「官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境から公募によりがたい場合」476人(0.8%)、「任期から公募によりがたい場合」354人(0.6%)、「その他の事情により公募によりがたい場合」8,470人(15%)だった。

なお、複数の事情による場合もあるため、重複計上されている。

また、「期間業務職員について能力の実証を面接及び従前の勤務実績に基づき行うことができる場合で公募による必要がないとき」は、25,381人(全期間業務職員に占める割合は83%)だった。

(6) 「任期满了に際して行う情報提供(公募によらない採用の有無など)」(複数回答)

非常勤職員の任期满了に際して行う情報提供(公募によらない採用の有無など)の方法については、「書面や口頭により情報提供を予定」55,541人(99%)、「その他」52人(0.1%)だった。

(7) 「転勤の有無」

調査対象とした全ての非常勤職員について「転勤(同一任期内における転居を伴う異動)はない」であった。

4 手当等

(1) 「基本となる給与を決める際の考慮要素」(複数回答)

基本となる給与を決める際の考慮要素については、「職務内容」54,938人(98%)、「在勤する地域」53,904人(96%)、「職務経験(民間企業等における経験)」42,572人(76%)、「職務経験(非常勤職員としての勤務実績等)」38,314人(68%)、「学歴」18,007人(32%)、「責任の程度」3,958人(7%)、「同種の民間賃金」3,856人(7%)、「転勤の有無」41人(0.1%)、「その他」1,372人(2%)だった。

なお、考慮要素が複数ある場合もあるため、重複計上されている。

(2) 「基本となる給与の上限」

基本となる給与に上限があるのは、55,861人(99.7%)だった。

(3) 「期末手当に相当する給与の支給」

期末手当に相当する給与の支給については、一週間の勤務時間が常勤職員と同じ38時間45分の期間業務職員11,807人のうち、期末手当に相当する給与を支給する予定の職員は11,497人(97%)、一週間の勤務時間が常勤職員の3/4超38時間45分未満の期間業務職員18,622人のうち、期末手当に相当する給与を支給する予定の職員は2,080人(11%)、期間業務職員以外の非常勤職員25,590人のうち、期末手当に相当する給与を支給する予定の職員は2,200人(9%)だった。

また、期末手当に相当する給与を支給する基準については、勤務期間を基準とするもの6,307人(6月以上1年以内5,577人、6月未満730人)(11%)、特定の日に在職することを基準とするもの7,098人(13%)、その他の基準によるもの2,372人(4%)だった。

(4) 「勤勉手当に相当する給与の支給」

勤勉手当に相当する給与の支給については、一週間の勤務時間が常勤職員と同じ38時間45分の期間業務職員11,807人のうち、勤勉手当に相当する給与を支給する予定の職員は9,166人(78%)、一週間の勤務時間が常勤職員の3/4超38時間45分未満の期間業務職員18,622人のうち、勤勉手当に相当する給与を支給する予定の職員は781人(4%)、期間業務職員以外の非常勤職員25,590人のうち、勤勉手当に相当する給与を支給する予定の職員は1,752人(7%)であった。

また、勤勉手当に相当する給与を支給する基準については、勤務期間を基準とするもの3,619人(6月以上1年以内3,443人、6月未満176人)(6%)、特定の日に在職することを基準とするもの6,319人(11%)、その他の基準によるもの1,761人(3%)だった。

(5) 「通勤手当に相当する給与の支給」

通勤手当に相当する給与の支給については、当該給与の支給対象となる非常勤職員(※)には全員(54,240人)に支給予定であった。

※ 徒歩2km圏内に住んでいる場合等には、常勤職員と同様に通勤手当に相当する給与の支給対象外となる。

(6) 「超過勤務手当に相当する給与の支給」

超過勤務手当に相当する給与の支給については、超過勤務が想定されていない非常勤職員を除き、全員（44,567人）に支給予定であった。

(7) 「退職手当の支給」

退職手当の支給については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）が適用される非常勤職員（※）には全員（11,714人）に支給予定であった。

※ 国家公務員退職手当法が適用されるのは、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超える等の要件を満たした者である。

(8) 「給与法改正に伴う対応」

給与を引き上げる旨の「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等の改正が行われた場合、非常勤職員の基本となる給与や期末手当に相当する給与等の対応（想定）については、「公布後の翌月から改定」10,617人（19%）、「次年度4月から改定」6,988人（12%）、「その他の時期に改定」6,447人（12%）、「4月に遡及して改定」2,796人（5%）、「給与の種類により改定する時期は異なる」1,283人（2%）、「改定なし」27,888人（50%）だった。

国家公務員の非常勤職員に関する実態調査 アンケート結果

1 アンケート実施概要

内閣人事局は、国家公務員の非常勤職員に関する実態調査の一環として、採用時の職務内容や勤務条件に関する説明の方法及び内容について、非常勤職員本人に対してアンケート調査を実施した（平成28年7月）。

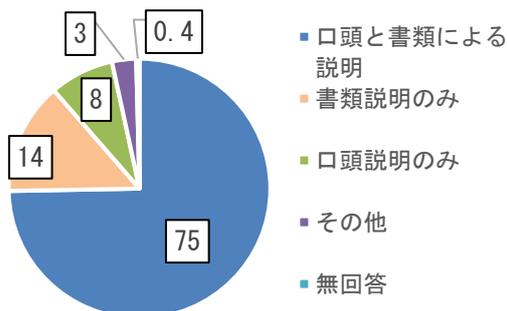
- 対象：上記の調査対象に該当する全国の本府省、地方支分部局等の非常勤職員のうち、1割（約5千人）
- 回収率：77%
- 調査項目：
 - ・採用時の職務内容や勤務条件に関する説明方法
 - ・説明内容は十分だったか
 - ・どのような説明があればよかったか
 - ・より望ましい説明の在り方 等

2 アンケート結果

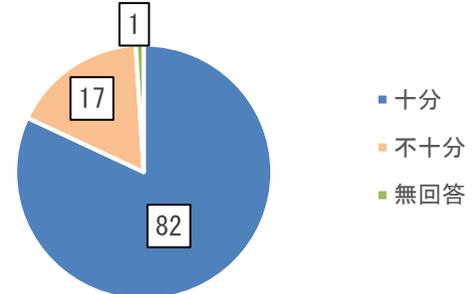
※ 割合は全て小数点第一位で四捨五入し、1%未満の数値については有効数字が一桁となるように四捨五入

- (1) 募集及び採用における職務内容並びに勤務条件の説明方法について、最も多かったのは「口頭と書類による説明」で75%を占めた。次いで「書類説明のみ」14%、「口頭説明のみ」8%であった。
- (2) 職務内容及び勤務条件に関する説明内容について、「十分」と回答したのは82%、「不十分」と回答したのは17%であった。

(1) 職務内容や勤務条件の説明方法 (%)

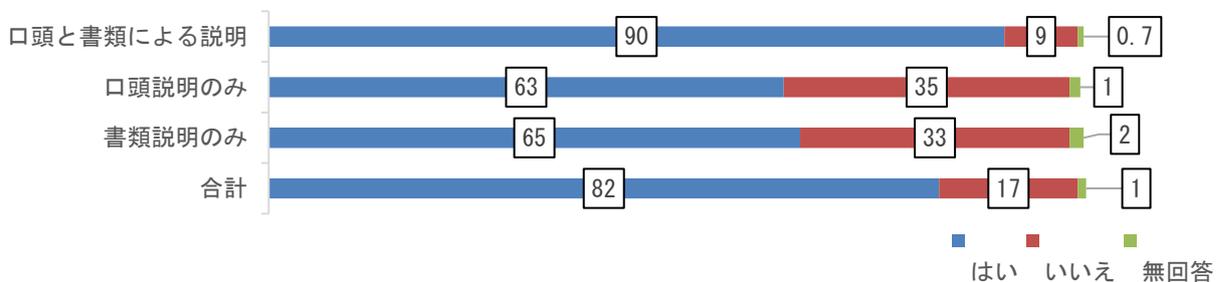


(2) 職務内容や勤務条件の説明内容 (%)



- (3) 「口頭と書類による説明」を受けた者のうち、説明内容が「十分」と回答したのは90%。口頭のみ又は書類のみによって説明を受けた者のうち、説明内容が「十分」と回答したのはそれぞれ63%、65%であった。

(3) 職務内容や勤務条件に関する説明内容は十分だったか (%)



- (4) 説明が「不十分」と回答した者に対しあればよかったと思う説明及び職務内容や勤務条件に関する説明について意見を聴いたところ、説明の改善に関して以下のような意見が寄せられた。

- 採用面接後、なるべく早く説明を受ける機会がほしい。
- 口頭による説明に加え、職務内容、勤務条件等について記載した書面についても交付してほしい。
- 任用期間、勤務時間、給与、具体的な職務内容、各種手当、休暇、福利厚生、社会保険等について、詳しい説明を受けたい。